板倉町告示第７７号

行旅死亡人について

本籍、住所及び氏名等身元が明らかでない死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）第９条の規定により、下記のとおり告示する。

なお、心当たりの方は当町福祉課まで申し出下さい。

令和８年１０月２６日

板倉町長　小野田　富康

１　本籍　　不詳

２　住所及び氏名　　不詳

３　性別　　男性

４　年齢　　高齢（推定）

５　死亡の日時　　不詳

６　死亡の場所

群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬５８８５番地から北東方約５００m地点

７　死亡人の特徴　　不詳

８　死亡人の着衣及び所持品　　なし

９　死因　　不詳

１０　死亡の状況

発見場所は元々ヨシ焼き実施の区域外であり、ヨシ焼き従事者が誤って燃やしたところ、白骨化している状態で発見

１１　取扱の状況

館林警察署から死亡人の引き渡しを受け、令和８年１０月２１日に館林市斎場で火葬し、遺骨は源清寺（館林市高根町１０９番地）に安置